304 介護医療院

加算•減算名	実施	体制	j.	□算•減算	加算•減算適用要件
夜勤について			減算	23412	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号7の2イ・ロ> Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費、特別介護医療院サービス費、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費の支援との表現を行う職員の勤務条件に関する基準 イ Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一)指定短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 (二)当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。 (三)略 ロ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費及びユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準2のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上であること。
夜勤体制Q&A	夜	勤を	·行う!	職員の算定につ	いて 夜勤を行う看護職員の員数の算定においては、人員配置の算定上、介護職員としてみなされた看護職員についても看護職員として算定できる。(平15.4版 Q&A 15療養型問1)
定員超過利用減算			減算	70/100	入所者の数が入所者の定員を超える場合。
			減算	70/100	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合
人員基準欠如減算				90/100	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 ※(I型介護医療院サービス費(Ⅲ)、I型特別介護医療院サービス費、ユニットI型介護医療院サービス費(Ⅱ)、ユニットI型特別介護 医療院サービス費について)

加算•減算名	実施	体制	t	□算•減算	加算・減算適用要件
ユニット型療養型介護 医療院サービス費につ いて			減算		ユニット型療養型介護医療院サービス費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)を満たさない場合 < 平成27年厚生労働省告示第96号68の3 > イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ビャ成30年老老発0322第1 第6の10(2) > ユニット型指定介護医療院において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者(「研修受講者)という。)を各施設(一部ユニット型の施設も含む。)に2名以上配置する(ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおける責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)従業者を決めてもらうことで足りるものとする。この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。また、ユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定介護医療院(「ユニット型施設)という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所(「ユニット型事業所)という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。)
身体拘束廃止未実施減 算			減算	90/100	厚生労働大臣が定める基準(平成30年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 <平成27年厚生労働省告示第95号100> 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)第16条第5項及び第6項並びに第47条第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。 <介護医療院指定基準>第16条第5項及び第6項並びに第47条第7項及び第8項に規定する基準>第16条(第47条については同様の内容) 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
身体拘束廃止未実施減	生3ヶんで発体・	た月月るし東身記場後のがたに体録	合は翌、場つ拘をがある。	速やかに改善計善計画に基づくはから改善が認めます。 から改善が認め 設監査に行った いいつからいつ いて記録を行って での記録を行って でのになかった	ついては、「身体拘束の記録を行っていない事実が 計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から 改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生 かられた月までの間について減算する。」こととされ 際に身体拘束にかかる記録を行っていないことが までが減算となるのか。また、平成18年4月前の身 にいなかった場合、減算の対象となるのか。 にいなかった日 : 平成18年4月1日 是出した日 : 平成18年7月5日

加算•減算名	実施	体制)	□算∙減算	加算・減算適用要件
安全管理未実施減算			減算	1日につき 5単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 〈厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号100の2)〉 介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合していること。 〈介護医療院基準> 第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
栄養ケア・マネジメント の未実施			減算	1日につき 14単位	栄養管理について、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 〈厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号100の3)〉 介護医療院基準第4条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び介護医療院基準第20条の2(介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。)に規定する基準のいずれにも適合していること。 〈介護医療院基準〉 第4条 六 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
療養環境減算(Ⅰ)(Ⅱ)			減算	1日につき 25単位	〈厚生労働大臣が定める施設基準〉 施設基準68の4 〈療養環境減算(I)療養室に隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8m未満であること。(両側に療養室がある廊下の場合にあっては、内法による測定で、2.7m未満であること) 「内養環境減算(Ⅱ)療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8未満であること
夜間勤務等看護加算 (I)				1日につき 23単位 (注1)	<u>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)</u> を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護医療院 <平成12年厚生省告示第29号7の2ハ>
夜間勤務等看護加算 (Ⅱ)		0	加	1日につき 14単位 (注2)	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 注1 看護職員 15 : 1以上(最低2名以上)
夜間勤務等看護加算 (Ⅲ)		U	算	1日につき 14単位 (注3)	注2 看護職員 20 : 1以上(最低2名以上) 注3 看護·介護職員 15 : 1以上(最低2名以上) 注4 看護·介護職員 20 : 1以上(最低2名以上)
夜間勤務等看護加算 (Ⅳ)				1日につき 7単位 (注4)	

加算•減算名	実施	体制	j.	끠算•減算	加算・減算適用要件
若年性認知症利用者受 入加算	0		加算	120単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号64〉 受け入れた若年性認知症入所者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。)
外泊時費用				(T月に6日を 限度) 所定単位に代 えて1日につ き 362単位	
外泊時費用Q&A	外	泊時	i の費	用を算定した日	の取扱いについて 外泊時の費用を算定した日については、施設サービス費の係る加算・減算項目、特定 診療費等は算定できない。(平15.4版 Q&A 15療養型 問2)
試行的退所サービス費			加算	800単位	入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させた場合 <平成12年3月8日 老企第40号 第二の8(14)> ① 試行的退院サービスの提供を行うに当たっては、その病状及び身体の状況に照らし、退院して居宅において生活ができるかどうかについて医師、薬剤師(配置されている場合に限る。)、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により、退院して、その居宅において療養を継続する可能性があるかどうか検討すること。 ② 当該入院患者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。 ③ 試行的退院サービスによる居宅サービスの提供に当たっては、指定介護療養型医療施設の介護支援専門員が、試行的退院サービスに係る居宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を作成すること。 ④ 家族等に対し次の指導を事前に行うことが望ましいこと。 イ 食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導 □ 当該入院患者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導 ハ 家屋の改善の指導 ニ 当該入院患者の介助方法の指導 ⑤ 試行的退院サービス費の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算は対象とならないこと。 ⑥ 加算の算定期間は、一月につき六日以内とする。また、算定方法は、5の(14)の①及び②を準用する。一回の試行的退院サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは六日以内とする。 ⑦ 利用者の試行的退院期間中は、当該利用者の同意があれば、そのペッドを短期入所療養介護に活用することは可能であること。の場合において試行的退院期間が終了してもその居宅に退院できない場合においては、介護療養型医療施設で療養を続けることとなるが、居宅において療養が続けられない理由等を分析した上でその問題解決に向けたリハビリ等を行うため、施設サービス計画の変更を行うとともに適切な支援を行うこと。
他科受診時費用				(1月に4日を 限度) 所定単位に代 えて1日につ き 362単位	入所者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該入所者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合

加算•減算名	実 体施 制	; ;	加算•減算		加算•減算適用要件
	他科 算定方				1月のうち4日以内の他科受診を行った日については、介護療養型医療施設において 所定単位数に代えて444単位を算定する。他医療機関においては規定された診療報酬 の項目に限り、医療保険において算定する。(平15.4版 Q&A 15療養型 問3)
他科受診時費用Q&A	他科芸法につ		行った日が4日		1月のうち4日を超える他科受診を行った日については、介護療養型医療施設において所定の施設サービス費を算定し、他医療機関においては従来どおり対診を求めることとなる。このとき、1月のうち4日を超える他科受診を行った日のうち、介護療養型医療施設において所定単位数に代えて444単位を算定する日(4日)を選定できる。(平15.4版 Q&A 15療養型 問3)
	他科	受診時	りの費用を算定し	た日については、どの加算が算定できるのか。	他科受診時の費用を算定した日については、栄養マネジメント加算、経口移行加算、 経口維持加算及び療養食加算は算定できる。(平21.4版 VOL79 問38)
再入所時栄養連携加算	0	加算	200単位	う。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所注において「二次入所」という。)する際、二次入所にるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又し、栄養管理について、別に厚生労働大臣が定めるる 〈厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働)	i14号及び第15号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
再入所時栄養連携加算 Q&A	再入月 おり、二 定可能	次入	、養連携加算は 所時に当該加算		例えば、嚥下調整食の新規導入に伴い再入所時栄養連携加算を算定した入所者が、再度、医療機関に入院し、当該入院中に経管栄養が新規導入となり、その状態で二次入所となった場合は、当該加算を再度算定できる。(平30. vol4 Q&A 問13)
初期加算		加算	1日につき 30単位	度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去ることとする。 なお、当該介護老人保健施設の短期入所療養介護を 期加算は入所直前の短期入所療養介護の利用日数	を介護との関係において初期加算は、当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立1月間とするの間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できを利用していた者が日をあけることなく引き続き当該施設に入所した場合については、初まる30日から控除して得た日数に限り算定するものとする。
初期加算、短期集中リハビリテーション実施加	ハビ リテージ 施設に 「入所其 が1月	ノヨンミ 入院 B 別間 を超え	実施加算等を算り 目が起算日とする	定する場合の起算日は、転換前の介護療養型医療 らことでよいか。また、退所前訪問指導加算において :	貴見のとおりである。また、初期入所診療管理や理学療法等の特別診療費についても、転換前の介護療養型医療施設において、当該算定項目に相当する特定診療費が存在することから、同様に扱う。 医療保険適用の療養病床及び介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換する場合についても同様。 また、月途中に介護療養型医療施設又は介護療養型老人保健施設から転換する場合、当該月の加算等の算定回数については入院中及び入所中に実施された回数の合計数を算定回数として扱うこととする。。(平30. Vol2 Q&A 問3)

加算•減算名	実施	体制	t.	□算•減算	加算・減算適用要件
退所前訪問指導加算	0		加算	に退所前訪問 指導の必要が	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様。
退所後訪問指導加算	0		加 算	退所後1回を限度(退所後	入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様。
退所時指導加算	0		加算	入所者1人に つき1回を限 度として 400単位	入所期間が1月を超える入所者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時指導加算Q&A		院時		等加算は退所し	「足短期入所サービス事業所に入所する場合も算定」 退院時指導等加算は、入所者が施設から退所後に生活する居宅における在宅療養等に円滑に移行できるよう、入所施設が入所者の退所前・退所後に必要な指導・調整を行うものであり、退所後に引き続き短期入所を利用する場合には算定できない。ただし、例えば居宅に戻った後、緊急の事情等により、短期入所を利用した場合については、この限りでない。(平15.4版 Q&A 12施設 問1)
退所時情報提供加算	0		加算	入所者1人に つき1回に限 り 500単位	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、 当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対 して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも同様。
退院時情報提供加算 Q&A	退	院時	青報	提供加算の算気	定対象となる退院後の主治の医師について 退院後の主治医が併設医療機関や同一法人の医療機関である場合も算定できる。ただし、退院施設の主治医と退院後の主治医が同一の場合や入院患者の入院中の主治 医と退院後の主治医が同一の医療機関に所属する場合は算定できない。 なお、退院時情報提供加算は退院後の主治の医師に対して入院患者の紹介を行った場合の算定するものであり、歯科医師は含まない。(平15.4版 Q&A 12施設 問2)
退所前連携加算	0		加 算	入所者1人に つき1回を限 度として 500単位	入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合

加算•減算名	実施	体制	加	□算•減算	加算・減算適用要件
	支援	後能	加算	とは別に退所	支援事業者への情報提供については、在宅復帰 算定可能である。(平18.4版 VOL1 問68) 前連携加算が算定できるか。
退所前連携加算Q&A	ける		サー		ける退所前連携加算における「退所後の居宅にお 例えば、退所後に福祉用具の利用が必要と見込まれる場合においては、福祉用具専 の要な調整」とは、具体的にどのような調整が考えら 門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等と以下の連携を行うことが考えられる。 一退所前から福祉用具専門相談員等と利用者の現状の動作能力や退所後に生じる生活課題等を共有し、利用者の状態に適した福祉用具の選定を行う。 一退所する利用者が在宅で円滑に福祉用具を利用することができるよう、利用者や家族
					等に対して、入所中から福祉用具の利用方法等の指導助言を行う。 (令和3年4月版 VOL3 問89)
訪問看護指示加算	0		加算	入所者1人に つき1回を限 度として 300単位	入所者の退院時に、介護医療院の医師が、診療に基づき、指定訪問看護等が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション等に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合 < 老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知 第二の8(18)> イ介護医療院から交付される訪問看護指示書に指示期間の記載がない場合は、その指示期間は1月であるものとみなすこと。 ロ訪問看護指示書は、診療に基づき速やかに作成・交付すること。 ハ訪問看護指示書は、特に退所する者の求めに応じて、退所する者又はその家族等を介して訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所に交付しても差し支えないこと。 二交付した訪問看護指示書の写しを診療録等に添付すること。 ホ訪問看護の指示を行った介護医療院は、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は複合型サービス事業所 からの訪問看護の対象者についての相談等に懇切丁寧に応じること
訪問看護指示加算Q&A					養ステーションが介護療養型医療施設に併設する 退院時に1回を限度として算定できる。(平15.4版 Q&A 12施設 問11)
栄養マネジメント強化加算	Δ	7, 1	加算	1日につき 11単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合する介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。 ただし、栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合の減算を算定している場合は、算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号100の4> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ管理栄養士を常勤換算方法(介護医療院基準第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること。 ロ低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ハロに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続(的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ホ通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

加算•減算名	実施	体制	j.	끠算•減算		加算•減算適用要件
経口移行加算	Δ		加算	当該計画が作 成された日か ら起算して18 0日以内の期 間に限り 1日につき	師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他のの摂取を進めるための経口移行計画を作成している養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援がただし、栄養管理について、別に厚生労働大臣が、 経口による食事の摂取を進めるための経口移行記行う支援が、当該計画が作成された日から起算して	定める基準を満たさない場合の減算を算定している場合は、算定しない。 十画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が 180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な る食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続
	経	口移	行加	 算について、18	30日の起算はどこからなのか。	経口移行加算については、経口移行計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得た日から算定するものとする。(平17.10版 Q&A 問75)
				1算について、18 のか。	80日時点で経口摂取が一切認められない場合、算	ご指摘の通りであるが、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要として 医師の指示を受けた者に対して行うこととするため、経口移行がこれ以上進まないと医 師が判断した方についても算定することはできない。(平17.10版 Q&A 問76)
	に、は、	期間 再度	をあ 180	けて再度経口摂	80日算定後、経口摂取に以降できなかった場合 取に移行するための栄養管理を実施する場合に 加算を算定可能か。それとも、当該加算は入所者 Eできないのか。	入所者一人につき、一入所一度のみの算定となる。(平17.10版 Q&A 問77)
経口移行加算Q&A	経は豆			1算について、す	べて経口に移行して、順調に食べ続けていても算定	経口移行加算の算定期間は、経口からの食事が可能となり経管栄養を終了した日までの期間とする。(平17.10版 Q&A 問78)
		目が必			80日以降も一部経口摂取可能であり継続して栄養 算定可能とあるが、その場合は無期限に算定可能な	経口移行が進むと医師が判断する期間中は算定可能である。(平17.10版 Q&A 問80)
		護療			ける摂食機能療法(月4回)と、経口移行加算の同時	可能である。(平17. 10版 Q&A 問85)
				ついて提供され 加算は算定でき	ている濃厚流動食が薬価収載されている場合に るか。	要件を満たすのであれば算定できる。(平17.10追補版 Q&A 問16)
					合の医師の指示について、利用者の主治医及び もかまわないと考えてよいか。	配置医師による判断を原則とし、必要に応じてケアカンファレンス等を通じ、主治医より情報提供を受けるなどの対応をされたい。(平17.10追補版 Q&A 問19)

加算•減算名	実施	体制	t.	끠算•減算		加算·減算適用要件					
経口維持加算(I)								加	成された日の 属する月から 起算して6月 以内の期間に 限りつき	事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤明管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職利所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進め医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、める基準を満たさない場合の減算を算定している場2 (II)については、協力歯科医療機関を定めてい継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察	平成27年厚生労働省告示第95号)に適合する介護医療院において、現に経口により食 点が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、 重の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入いるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科 は、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管 1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養管理について、別に厚生労働大臣が定 合又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。 る介護医療院が、経口維持加算(I)を算定している場合であって、入所者の経口による 及び会議等に、医師(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第4 、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。
経口維持加算(Ⅱ)	Δ		算	1月につき 100単位	合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められ	適切に評価されていること。 いていること。 B慮がなされていること。					
					医師の診断書は必要か。医師の所見でよいか。	医師の所見でよい。 摂食機能障害の状況やそれに対する指示内容は診療録等に記録しておくこと。 (平18.4版 VOL1 問74)					
経口維持加算Q&A	おは				象者の入所(入院)している施設の歯科医師でなけ	対象者の入所(入院)している施設に勤務する歯科医師に限定していない。 (平24.3 Vol267 問191)					
元 可 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14						原則、6月以内に限るとする算定要件の廃止に伴い、6月を超えた場合の 水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡 検査等やおおむね1月ごとの医師又は歯科医師の指示に係る要件は廃止となったものの、月1回以上行うこととされている食事の観察及び会議等において、検査や誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理を行う必要性について検討し、必要に応じて対応されたい。(令和3年4月版 VOL3 問92)					
口腔衛生管理加算(I)	0		加算	1月につき 90単位	生の管理を行った場合。ただし、口腔衛生管理体制 <平成27年厚生労働省告示第95号69イ> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生 れていること。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者 (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛	E士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成さ					

加算•減算名	実施	体制	t	□算•減算		加算•減算適用要件
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	0		加算	1月につき 110単位	生の管理を行った場合。ただし、口腔衛生管理体制 <平成27年厚生労働省告示第95号69ロ> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合する	すること。 『生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管
口腔衛生管理加算	理がしまし	四算の 腔衛 くは、	生管協力	徳計画」はサーヒ 理加算における 1歯科医療機関:	こ当たって、作成することとなっている「口腔衛生管「スを提供する利用者毎に作成するのか。」 「歯科衛生士」とは、施設職員に限定されるのか。 等の歯科衛生士でもよいのか。	貴見のとおり。(令和3年4月版 VOL3 問95) 施設と雇用関係にある歯科衛生士(常勤、非常勤を問わない)または協力歯科医療機関等に属する歯科衛生士のいずれであっても算定可能である。 ただし、算定にあたっては、協力歯科医療機関等の歯科医師の指示が必要である。(令和3年4月版 VOL3 問96)
Q&A	定入口施	できる 所月 腔衛 れて	こと は 月 生管 いる	とされているが、 12回に満たない ま 理加算は、歯科 場合に算定でき	場合であっても算定できるのか。満 たない場合で ちっても算定できるのか。 衛生士による 口腔衛生等の管理 が月2回以上実 るが、同一日の午前と午後それぞれ 口腔衛生等の り実施とするのか。	
療養食加算	0		加算	1日につき 6単位	労働省告示第94号)を提供したとき、1日につき3回イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によってロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄 ハ 食事の提供が、厚生労働大臣が定める基準(ごと。 〈平成27年厚生労働省告示第94号74〉 準用する第23号に規定する療養食 〈平成27年厚生労働省告示第94号23〉	管理されていること。 養量及び内容の食事の提供が行われていること。 平成27年厚生労働省告示第95号)に適合する指定介護医療院において行われている せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病
療養食加算Q&A	てよ療	ろしし	かが	。 にかかる食事t	料費及び調理に係る費用は含まれていないと考えとん交付の費用は、介護報酬において評価されてい	療養食加算においては、療養食の栄養管理、特別な調理及び食材料費の費用を評価しているところである。(平17.10版 Q&A 問90) ご指摘のとおりである。(平17.10追補版 Q&A 問28)
				である、貧血食 る者とは。	の対象となる入所者等について、原因が鉄分の欠	対象となる者は、その貧血の原因が鉄分の欠乏に由来すると医師が認める者である。 (平21.3版 VOL69 問18)

加算・減算名	実施	体制)	□算•減算	加算・減算適用要件
療養食加算Q&A					質異常症の入所者等について、薬物療法や食事療 医師が疾病治療の直接手段として脂質異常症食にかかる食事せんの発行の必要性を改善された場合でも、療養食加算を算定できるか。 認めなくなるまで算定できる。(平21.4版 VOL79 問10)
在宅復帰支援機能加算		0	加算	1日につき 10単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合する介護医療院であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合 イ 入所患者の家族との連絡調整を行っていること。 ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。 <平成27年厚生労働省告示第95号91> イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下この号において「退所者」という。)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が100分の30を超えていること。 ロ 退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第1条第3項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
在宅復帰支援機能加算 Q&A	支 か 成 やあ 退 算	優機 第の成年 全人ば 所	が 第 10か がの入 総 象	なは別に退所にとなるか否かにとなるか否かに り月から当該加算 り月からは可能が 1月以上継続すま 家者について第 数に死亡により	算定可能である。(平18.4版 VOL1 問68)
特別診療費	0			別に厚生労働 大臣が定める 単位数(平成 12年厚生省 告示30号)に 10円を乗じて 得た額	入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として <u>厚生労働大臣が定めるもの(平成12年厚生省告示第30号)</u> を行った場合 〈平成12年厚生省告示第30号〉 特別診療費に係る指導管理等及び単位数

(適用要件一覧) 304 介護医療院サービス (11/36)

加算•減算名	実施	体制	j.	加算•減算	加算・減算適用要件
緊急時施設診療費 (緊急時治療管理)	0			1日につき518 単位	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに 算定する。同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
緊急時施設診療費 (特定治療)	0			当該診療原に係る る医科診療第1 章及び第2章 に定めるる乗じ に10円を額 て得た額	医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に算定する。
認知症専門ケア加算 I	0	0	加算		厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第94号)に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た介護医療院が、厚生労働大臣が定める者(平成27年厚生労働省告示第94号)に対し専門的な認知症ケアを行った場合ただし、認知症専門ケア加算 I を算定している場合においては、認知症専門ケア加算 II は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号3の2イ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症が護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては「以上、当該対象者の数が20人以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては「に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 <平成27年厚生労働省告示第94号74の3> 23の2号に規定する者 〈平成27年厚生労働省告示第94号23の2〉 日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 〈平成12年3月8日老企第40号 第二8(30)抜粋> ①「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 〈平成12年3月8日老企第40号 第二8(30)抜粋> ②「配知症介護できたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク皿、IV又はMに該当する利用者を指すものとする。 ②「認知症介護できたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク皿、IV又はMに該当する利用者を指すものとする。 ②「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省者を健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省者を健局長通知)に規定する「認知症介護実践力を指すものとする。

加算•減算名	実施	体制	t	□算•減算		加算•減算適用要件
認知症専門ケア加算Ⅱ	0	0	加算	1日につき 4単位	生労働大臣が定める者(平成27年厚生労働省告示ただし、認知症専門ケア加算 I を算定している場合 <平成27年厚生労働省告示第95号3の2ロ〉次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しこと。 (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職施を予定していること。 <平成27年厚生労働省告示第94号74の3〉23の2号に規定する者 <平成27年厚生労働省告示第94号23の2〉日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは <平成12年3月8日老企第40号第二8(30)抜粋:①「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しンクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとす②「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症	においては、認知症専門ケア加算 II は算定しない。 している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している 成員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実 「行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 く くは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のラる。 「介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働 事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長
認知症専門ケア加算 Q&A	がリ 一認 認 認子 認平で	こう 知か 知 知方 知成した 知成し 無力 かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	する「 で で で で で で で で で で で で の で で の で で り で り	介護福祉士ファ 相当として認め ケア加算 II の記 いか。 生活自立度 III に第勤専件等はな リーを発気の 月5日の月25日	国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等 一ストステップ研修」については、認知症介護実践られるか。 認知症介護指導者は、研修修了者であれば施設長 以上の者の割合の算定方法如何。 の研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の	本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体が実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。(平21.3 インフォーメーション69 問112) 認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所又は施設全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。(平21.3 インフォーメーション69 問113) 届出日の属する月の前3月の各月末時点の入所者又は利用者数の平均で算定する。(平21.3 インフォーメーション69 問114) 専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには施設・事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象施設・事業所の職員であることが必要である。なお、本加算制度の対象となる施設・事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。(平21.3 インフォーメーション69 問115)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算適用要件
	加に名の認者で	算対知合計知をした	象となる者が少ない。 1 定介護実践リーダー 2 名の配置が必要が 介護実践リーダー研 等の能力を有すると	修を修了していないが、都道府県等が当該研修修 認めた者であって、認知症介護指導者養成研修を 専門ケア加算における認知症介護実践リーダー研	加算・水泉・旭州安什 加算対象となる者が10名未満の場合、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者研修の両方を修了した者が1名配置されていれば認知症専門ケア加算 II を算定できるものとする。(平21.4 インフォーメーション79間40) 認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修(認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修)の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。従って、平成21年度4月17日発出のQ&A(Vol.2)間40の答において示したように加算対象となる者が10名未満の場合にあっては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者(認知症介護実践リーダー研修の未受講者)1名の配置で認知症専門ケア加算 II を算定できることとなる。なお、平成21年度から行われる認知症介護指導者養成研修については、認知症介護実
					践リーダー研修の受講修了を前提としたカリキュラムとして見直しが行われたところである。しかしながら、平成21年度については既に募集が開始されていることから、当該研修中に一定のプログラムを補うことにより、認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすこととする。 平成22年度以降については、認知症介護指導者養成研修の受講者を認知症介護実践リーダー研修修了者に限定する予定であるので、留意されたい。(平21.5 インフォーメーション88 問)

加算•減算名	実施	体制	t.	□算•減算	加算・減算適用要件
認知症行動·心理症状 緊急対応加算	0		加算	1日につき 200単位	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、介護医療院サービスを行った場合入所した日から起算して7日を限度 < 老企第40号 第2の8(31)> ①「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。 ② 本加算は、在宅で療養を行っている利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められた際に、介護を人福祉施設に一時的に入所することにより、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものである。 ③ 本加算は、在宅で療養を行っている妻介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に介護医療院への入所が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ施設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入所した場合に算り算定できる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。この際、当該施設への入所ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。 ④ 本加算は、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにすること ⑤ 次に掲げる者が、直接、当該施設へ入所した場合には、当該加算は算定できないものであること。 a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護を入居者生活介護、短期入所集養介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所集養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 ⑥ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておいてと、また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たつての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。 ③ 当該加算の算定にあたっては、個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備を整備すること ⑥ 当該加算の算定にあたっては、個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備を整備すること
重度認知症疾患療養体 制加算(I)	Δ		加算	要介護1・2(1 日につき140 単位) 要介護3・4・5 (1日につき40 単位)	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、入所者に対して、介護医療院サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〈厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号68の6イ)〉 (1) 看護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者及び入所者(以下この号において「入所者等」という。)の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該介護医療院における人所者等の数を四をもって除した数(その数が一に満たないときはこれを切り上げるものとする。)から当該介護医療院における入所者等の数を一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該介護医療院における入所者等の数を六をもって除した数(その数が一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。 (2) 当該介護医療院に専任の精神保健福祉士(精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第二条に規定する精神保健福祉士をいう。口において同じ。)又はこれに準ずる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ一名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対し介護医療院短期入所療養介護を提供していること。 (3) 入所者等が全て認知症の者のおの通常を提供していること。 (4) 近隣の精神科病院(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十九条の五に規定する精神科病院をいう。以下この(4)及び口において同じ。)と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院(同法に基づくものに限る。口において同じ。)と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院(同法に基づくものに限る。口において同じ。)と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院(同法に基づくものに限る。口において同じ。)させる体制及び当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察を週四回以上行う体制が確保されていること。 (5) 届出を行った日の属する月の前3月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。

加算•減算名	実施	体制	ħ	□算•減算	加算・減算適用要件		
重度認知症疾患療養体 制加算(II)	Δ		加算	要介護1・2(1 日につき200 単位) 要介護3・4・5 (1日につき 100単位)	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、入所者に対して、介護医療院サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〈厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号68の6ロ)〉 (1) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数が四又はその端数を増すごとに一以上 (2) 当該介護医療院に専ら従事する精神保健福祉士又はこれに準ずる者及び作業療法士がそれぞれ一名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対し介護医療院短期入所療養介護を提供していること。 (3) 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えた生活機能回復訓練室を有していること。 (4) 入所者等が全て認知症の者であり、届出を行った日の属する月の前三月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合が二分の一以上であること。 (5) 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制及び当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察を週四回以上行う体制が確保されていること。 (6) 届出を行った日の属する月の前三月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。		
排せつ支援加算(I)	Δ		加算	1月につき10 単位	者等に対する診察を週四回以上行つ体制が確保されていること。 (6) 届出を行った日の属する月の前三月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)は算定しない。 〈厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号71の3イ)〉次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2) (1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 (3) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。		
排せつ支援加算(Ⅱ)	Δ		加算	1月につき15 単位	(3) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、排せつ支援加算(I)又は(II)は算定しない。 〈厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号71の3口)〉		

加算•減算名	実施	体制	t.	끠算•減算		加算•減算適用要件
排せつ支援加算(皿)	Δ		加算	1月につき20 単位		省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院においた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 1000年の100日では、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 1000日では、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 1000日では、1月につき所定単位数を加算する。ただし、 1000日では、1月につき所定単位数を加算する。ただし、
	が゜			 - こ関するケア計 りに記載する必		ついずれにも適合すること。 「老企第40 号平成12 年3 月8 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知」に記載の通り、厚生労働省が示した「褥瘡対策に関するケア計画書」、「排せつ支援計画書」はひな形であり、これまで施設で使用してきた施設サービス計画書等の様式にひな形同様の内容が判断できる項目が網羅されていれば、その様式を代用することができる。(平30.vol4 Q&A 問14)
排せつ支援加算Q&A				態が自立している こも算定が可能な	ら入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入 なのか。	排せつ支援加算は、事業所単位の加算であり、入所者全員について排せつ状態の評価を行い、LIFEを用いて情報の提出を行う等の算定要件を満たしていれば、入所者全員が算定可能である。(令和3年4月版 VOL3 問101)
	パッ	ド等の)使	用は、おむつの	使用に含まれるのか。	使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用いた排せつを前提としている場合は、おむつに該当する。(令和3年4月版 VOL3 問102)
					Ⅲ)の算定要件について、終日おむつを使用してい いつ使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価	おむつの使用がなくなった場合に、排せつ状態の改善と評価するものであり、おむつの使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。(令和3年4月版 VOL3 問103)
自立支援促進加算			加算	300単位	て、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は 〈厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係 その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提 ために必要な情報を活用していること。	省告示第95号71の4)> 系る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、 登出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進の であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職 定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 入所者ごとに支援計画を見直していること。 1していること
自立支援促進加算Q&A	ても 態か	、個ノ	の	習慣や希望を尊	一般浴槽での入浴とし、回数やケアの方法につい 重することが要件となっているが、仮に入所者の状 は場合は要件を満たすことになるのか。	本加算については、原則として一般浴槽での入浴を行う必要があるが、感染症等の特段の考慮すべき事由により、関係職種が共同して支援計画を策定する際、やむを得ず、特別浴槽での入浴が必要と判断した場合は、その旨を本人又は家族に説明した上で、実施することが必要である。(令和3年4月版 VOL.2 問41)
	て、				する場合、すでに施設に入所している入所者につい 該時点の情報に加え、施設入所時 の情報 も必須	既に施設に入所している入所者については、入所時の介護記録等にて評価が可能であれば、施設入所時の情報を提出していただきたいが、やむを得ず仮に提出ができない場合であっても、加算の算定ができなくなるものではない。(令和3年4月版 VOL.3 問100)

加算•減算名	実施	体制	j.	끠算•減算	加算・減算適用要件			
					厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、科学的介護推進体制加算(I)は算定しない。			
科学的介護推進体制加 算(I)			加算	40単位	<厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号92の2イ)> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること			
					厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、科学的介護推進体制加算(I)と算定している場合においては、科学的介護推進体制加算(I)は算定しない。			
科学的介護推進体制加 算(Ⅱ)			加算	加算	加算	加算	60単位	<厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号92の2ロ)> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ(1)に規定する情報、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
				1日につき 60単位	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護医療院が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護医療院サービスを 行った場合			
長期療養生活移行加算		加 算		※入所した日から起算して90日以内の期間に限る	イ療養病床に1年以上入院していた者であること。 ロ介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設としての取組について説 明を受けていること。			
					厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、 入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。			
安全対策体制加算		加算	加算	20単位	<厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第96号68の7)> イ介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合していること。 ロ介護医療院基準第40条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。 ハ当該介護医療院内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。			
安全対策体制加算Q&A	研修	<u>z</u>			本加算は、安全対策担当者が安全対策に係る外部における 本加算は、安全対策担当者が、施設における安全対策についての専門知識等を外部 における研修において身につけ、自施設での事故防止検討委員会等で共有を行い、施 設における安全管理体制をより一層高める場合に評価することとしている。 外部の研修としては、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対 応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体(公益社団法人全国老人 福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医 療協会等)等が開催する研修を想定している。(令和3年4版 Vol2 問39)			

加算•減算名	実施	体制	t	□算•減算	加算・減算適用要件	
安全対策体制加算Q&A	1 - i	- +21	+	7 = - + 1 - 7 - 1	医要件を満たす施設がサービス提供を行う場合に、 安全対策体制加算の算定要件を満たしている状態で新たに入所者を受け入れる場合 り算定できるところ、施設が算定要件を満たすに至っ に、入所時に限り算定するものであるため、算定要件を満たした後に新規で受け入れた 入所者に対して算定することは可能か。 入所者に対してのみ算定可能である。(令和3年4版 Vol2 問40)	
サービス提供体制強化 加算(I)		0	加算	1日につき 18単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、介護医療院サービスを行った場合 ただし、サービス提供体制強化加算 I を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算 II 及びⅢは算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号100の6イ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一)介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 (二)介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 (2) 提供する介護保健施設サービスの質の向上に資する取組を実施していること。 (3) 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。	
サービス提供体制強化 加算(II)		0	加算	1日につき 18単位	<u>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)</u> に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、介護医療院サービスを行った場合 ただし、サービス提供体制強化加算 I を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算 I 及びⅢは算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号100の6口40ハ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) イ(3)に該当するものであること。	
サービス提供体制強化加算(皿)		0	加算	6単位	<u>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)</u> に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、介護医療院サービスを行った場合 ただし、サービス提供体制強化加算Ⅲを算定している場合においては、サービス提供体制強化加算Ⅰ及びⅡは算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号100の6ハ>	
サービス提供体制強化 加算 Q&A	護聙	裁員基 で資	基礎研	所修課程修了者	学ス提供体制強化加算における介護福祉士又は介 若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日 だとされているが、その具体的取扱いについて示され にとされているが、その具体的取扱いについて示され にとされているが、その具体的取扱いについて示され にとされているが、その具体的取扱いについて示され における介護福祉士として含めることができる。また、研修については、平成 21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリ キュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めること が可能である。 なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実 を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速 やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。(平 21.3版 VOL69 問2)	

加算·減算名	実 体制	加算•減算		加算•減算適用要件
	なる業種 の出向や	(直接処遇職種)に 5事業の承継時にも 里事長が同じである	通算できるのか。	同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を 引行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の 合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更が ないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を 通算することができる。 ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はでき ない。(平21.3版 VOL69 問5)
	産休や	病欠している期間に	は含めないと考えるのか。	産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に 含めることができる。(平21.3版 VOL69 問6)
サービス提供体制強化 加算 Q&A			病床とその他の病床(医療療養病床など)が混在する 合等の算出方法如何。	一つの病棟内に介護療養病床と医療療養病床等が混在する場合については、病棟単位で介護福祉士の割合等を算出する。 ただし、例外的に、病室単位で介護療養病床としての指定を受け、医療療養病床及び介護療養病床各々において人員基準を満たしている場合については、介護療養病床として指定を受けている病室に配置された職員のみで介護福祉士の割合等を算出することができることとする。(平21.3版 VOL69 問8)
	いる」こと	とされている平成2 に満たない事業所1	:月について、常勤換算方法により算出した平均を用 1年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実 こついて、体制届出後に、算定要件を下回った場合	サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)

加算·減算名	実施	体制	加	□算•減算	加算・減算適用要件		
介護職員処遇改善加算 (I)	0		加算	26/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、利用者に対し、介護医療院サービスを行った場合。 ただし、介護職員処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(II)(III)は算定しない。 く平成27年厚生労働省告示第95号100の3イン次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を選ばていること。 (2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善計画を予定し、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善計画部で制定が計画を発定し、当該計画に係る実施期間及び実施方法での他の介護職員の処遇改善計画部ではしていること。 (3) 介護職員処遇改善が宣の算定額に相当する賃金改善たを実施ですること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和24年法律第49号)、労働者災害補債保険法(昭和22年法律第69号)、最低賃金法(日和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和24年法律第49号)、労働者災害補債保険法(昭和24年法律第48号)第10条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。 (一) 介護職員の日用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) 介護職員の任用の際における職責に関する計画を集定と、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (二) 介護職員の経験者とはは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (二) 八方護職員の経験者とくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を削定する仕組みを設けていること。 (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	0		加 算	19/1000			

加算•減算名	実施	体制	t	□算•減算		加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算 (皿)	0		加算	10/1000	道府県知事に届け出た指定介護医療院が、利用者ただし、介護職員処遇改善加算(田)を算定していく平成27年厚生労働省告示第95号100の3ハ>(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)次に掲げる要件のすべてに適合すること。a 介護職員の任用の際における職責又は職務しまの要件について書面をもって作成し、全ての(二)次に掲げる要件の全てに適合すること。	る場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(II)(IV)(V)は算定しない。 合適合すること。 内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。 介護職員に周知していること。 を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
	か。	護職	員処	-遇改善計画書 ⁻ - 、国から基準は	における賃金改善実施期間はいつから、いつまで や報告書に関する証拠書類として事業者から求める で示されるのか。 実績報告の様式を変更してもよいか。	加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成24年4月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとられたい。(平24.3版 VOL267 問224) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を想定している。(平24.3版 VOL267 問225)
介護職員処遇改善加算 Q&A	介護か。	護職員	資の資	資質向上の支援	に関する計画には、具体的にどのような内容が必要	当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。 (2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上 (平24.3版 VOL267 問227)
	ち、	1(6)	の「労		系る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のう 付が適正に行われていること」について具体的に内	加算の算定をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険保険関係成立届等の納入証明書(写)等を提出書類に添付する等により確認する。(平24.3版 VOL267 問228)

(適用要件一覧) 304 介護医療院サービス (22/36)

加算•減算名	寒 体 加算・減算	加算·減算適用要件			
	実績報告書の提出期限はいつなのか	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する。例:加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。(平24.3版 VOL267 問229)			
	キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料は、交付金申請事業所から も改めて提出を求める必要があるか。	介護職員処遇改善交付金を受けている事業所について、都道府県に届出をする場合は、キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。地域密着型サービスについて、新たに市町村に届出が必要となる場合については、都道府県に提出している資料と同様のものの提出が必要となる。(平24.3版 VOL267 問230)			
	賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法の確認について、回覧 形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的 にどのように周知すればよいか。	賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問231)			
	労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのようにして確認するのか。	事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めることにより確認する。(平24.3版 VOL267 問232)			
介護職員処遇改善加算	介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのような内容が必要か。	職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に 基づいて設定することが必要である。(平24.3版 VOL267 問233)			
	介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の内容が変更になった場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事業年度を超えて作成することはできないと解してよろしいか。	加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。また、介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。(平24.3版 VOL267 問235)			
	実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、 返還する必要があるのか。	加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問237)			
	期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返 還となるのか。	加算の算定要件で実績報告を行うことしており、指定権者が実績報告の提出を求める 等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定 要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問23 8)			
	通常、加算は実施した翌月以降に請求することとなる、4月から加算を算定しようとする場合、3月中には介護職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しなければならないが、期間が短く対応ができないのではないか。	平成24年度に交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従って、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。(平24.3版 VOL267 問239)			

加算•減算名	実施	体制	加算·減算		加算•減算適用要件			
	る介	護職		するため、介護職員処遇改善加算の算定要件であ や実績報告書は、(法人単位ではなく)事業所ごとに	加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、介護職員処遇改善計画書は、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。(平24.3版 VOL267 問240)			
				:単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事とと、どの様式で届け出ればよいか。				
			員処遇改善加算は、 は反映されるのか。	区分支給限度基準額に反映しないとありますが、	介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含まない。また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。(平24、3版 VOL267 問242)			
	報告 ること 護給	書を とを記 付費	都道府県知事等に排 Eするため, 計画書や 算定に係る体制等も	東定要件として、介護職員処遇改善計画書や実績 是出することとなっているが、当該要件を満たしてい 中実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介 大況一覧表の「受理通知」は送付しているがそれと 業所に送付する必要があるのか。	加算の算定に係る事務を滞りなく行うために必要な事務については、他の加算同様に 実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問243)			
				は複数の給与項目で実施できたが、加算において 金で改善してもよいのか。	介護職員処遇改善計画書には、増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基本給で実施されることが望ましい。(平24.3版 VOL267 問245)			
			事業と同様に、賃金で 象としないことは可能		介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 問246)			
	護職	員処	遇改善加算ではどの	養職員処遇改善交付金を受けていた事業所は、介 D様にみなされるのか。介護職員処遇改善交付金 の取得を辞退する場合はどの様な手続きが必要	平成24年当初の特例については、介護職員処遇改善交付金を受けている事業所については、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。			
					介護職員処遇改善交付金 介護職員処遇改善加算 100% ⇒ 加算(I) 90% ⇒ 加算(I) 80% ⇒ 加算(II) (平24.3版 VOL267 問247)			

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算·減算適用要件
		端数が生じた場合、どのように取り扱うのか。また 満はどのように取り扱うのか。	通常の介護報酬における単位の計算と同等に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、介護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 ※ なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。 (平24.3版 VOL273 問41)
	介護報酬総単位数が区分す 加算はどのように算定するの	を給限度基準額を超えた場合、介護職員処遇改善か。	介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を乗じて算出する。 その上で、利用者負担を算出する際には、まず介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24.4版 VOL284 問12)
		☑分支給限度基準額を超えた場合、どのサービスを 取扱いとするのか。また、それは誰がどのように判	これまでの取扱いと同様に、いずれのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとしても構わない。また、ケアプラン作成時に、ケアマネジャーがどのサービスを区分支給限度基準額超過とするかについて判断する。(平24.4版 VOL284 問13)
 介護職員処遇改善加算	賃金改善実施期間は、加算	の算定月数より短くすることは可能か。	加算の算定月数と同じ月数とすること。(平24.4版 VOL284 問14)
Q&A			賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月までの1年間とすることとしているが、6月からの1年間として取扱うことも可能である。(平24.4版 VOL284 問15)
	介護職員処遇改善実績報告 求分に係る加算総額を記載す		保険請求分に係る加算額(利用者1割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。(平24.4版 VOL284 問16)
	地域密着型サービスの市町 算の算定における介護報酬系	村独自加算については、介護従事者処遇改善加 8単位数に含めてよいか。	介護報酬総単位数に含める取扱いとなる。(平24.4版 VOL284 問17)
	職員処遇改善加算(I)が新 員処遇改善加算(I)を同時	円相当の上乗せが行われることとなっており、介護設されたが、介護職員処遇改善加算(I)と介護職こ取得することによって上乗せ分が得られるのか、は改善加算(I)のみを取得すると上乗せ分も得られ	新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)(I)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの総単位数に乗じることにより、月額2万7千円相当の加算が得られる仕組みとなっており、これまでに1万5千円相当の加算が得られる区分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(I)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。なお、処遇改善加算(I)~(IV)については、いずれかの区分で取得した場合、当該
			区分以外の処遇改善加算は取得できないことに留意すること。(平27. 2 VOL471 問36)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算•減算適用要件
	新設の介護職員処遇改善加算の(I)と(違いをご教授いただきたい。 事業者が加算の算定額に相当する介護職 改善の基準点はいつなのか。	① 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めること等(キャリアパス要件 I) ② 資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること等(キャリアパス要件 I) があり、処遇改善加算(I)については、キャリアパス要件 I かキャリアパス要件 II のいずれかの要件を満たせば取得可能であるのに対して、処遇改善加算(I)については、その両方の要件を満たせば取得可能となる。 また、職場環境等要件については、実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知している必要があり、処遇改善加算(I)については、平成20年10月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27年4月から実施した取組が対象となる。 なお、処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2 VOL471 問37)
	職場環境等要件(旧定量的要件)で求めらの取組」とは、具体的にどのようなものか。また、処遇改善加算(I)を取得するに当れて実施している処遇改善の内容を強化・充実のと取り扱ってよいか。 更に、過去に実施した賃金改善以外の処決実施した賃金改善以外の処決	発0331第34号の別紙様式2の(3)を参照されたい。 って、平成27年4月以前から継続しまた、処遇改善加算(I)を取得するに当たって平成27年4月から実施した賃金改善以 とした場合は、算定要件を満たしたも 外の処遇改善の取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目について、平成20 年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であるこ とが分かるように記載すること。

加算•減算名	実施	体制	加算•	減算					加算•減算適用要件
	する()	支給	日前に退	職した者	には全く支払ね	つれない)」。	という取扱し		処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。 ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。 また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27.2 VOL471 問40)
	サーヒ	ごスと		るが、総合	が随所介護! 合事業へ移行し				介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。(平27.2 VOL471 問41)
介護職員処遇改善加算	善かの意識の表別では、一種のでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままでは、まままままままま	関してりません。関しています。	て、下記の 受講を認 賃金に上 関する交 員の健康 に 員の代わり	の取組にいいた。 かた研修 乗せしてする 動費についまいます。 診断費用 いい、当該	に関する参加 を給すること。 いて、あらかじ。 日や、外部から 費用を介護職	金改善とし 費や教材費 め介護職員 講師を招い 員の賃金	で計上して 等について に賃金に」 て研修を実 で要とするこ	差し支えない て、あらかじめ介 上乗せして支給 E施する際の費 とと。	処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。 当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。(平27.2 VOL471 問42)
Q&A	護職員(員の貸金を 記前の ついて とする	賃金改善 取得して)時期とは ては、交付 らことはで	の基準点かた場合は、具体的は、具体的を	にいつまでを持 可能となる前	を取得する こる賃金改 旨すのか。3 の平成21年	が直前の時期 きの部分を 交付金を受 至9月以前の	朝の賃金水準除く。)」とあるけていた事業の賃金水準を基	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等で、交付金を受けていた事業所の介護職員の賃金改善に当たっての「直前の時期の賃金水準」とは、平成24年度介護報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)処遇改善加算の問223における取扱いと同様に、平成23年度の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)をいう。したがって、平成24年度介護報酬改定における取扱いと同様に、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を賃金改善の基準点とすることはできない。(平27.2 VOL471 問43)
	量的要新した 善く (賃がある)	要件) ・処遇 を改 るのか	について 遇改善加り z善を除く。 い。	、2つ以」 算を取得す。)の内容	上の取組を実施するに当たって するに当たって を全ての介護	起した旨を申 、平成27年 職員に対し	3請していた 4月から実 て、新たに	施した処遇改 周知する必要	職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請していたとしても、あくまでも従来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27.2 VOL471 問44)
	他」と	いった	たカテゴリ	一別に例	「資質の向上」 示が挙げられ こおいて1つ以	ているが、	処遇改善加	1算を取得する	あくまでも例示を分類したものであり、例示全体を参考とし、選択したキャリアパスに関する要件と明らかに重複する事項でないものを1つ以上実施すること。(平27.2 VOL471 問45)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算適用要件
	と具総合の	て、平 合が行 了の賃 壹金水	▽成26年度の賃金> テわれた場合、前年 テむ水準となるのか <準になるのか。	算を取得するに当たって、賃金改善に係る比較時点 <準と比較する場合であって、平成26年度中に定期 度となる平成26年度の賃金水準については、定期昇、 、定期昇給後の賃金水準となるのか、又は年度平均	員一人当たりの賃金月額である。(平27.2 VOL471 問46)
	当す 定要 ①	る賃 件に 過去	金改善分について ある当該賃金改善 に自主的に実施し	分とすることは差し支えないか。	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準としている。・加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) したがって、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準と比較して、賃金改善が行われていることが算定要件として必要なものであり、賃金改善の方法の一つとして、当該賃金改善分に、過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことはできる。(平27.2 VOL471 問47)
	算定	する		善加算を取得するに当たって、賃金改善の見込額を な取得していない場合の賃金の総額」の時点につ なるのか。	賃金改善に係る比較時点に関して、加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた場合、以下のいずれかの賃金水準となる。・処遇改善加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)・必遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)・平成26年度以前に処遇改善加算を取得していない場合は、処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準となる。また、事務の簡素化の観点から、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法により処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額」は、処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額であって、従来の処遇改善加算(I)を取得し実施された賃金の総額となる。このため、例えば、従来の処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を初めて取得し、上記のような簡素な計算方法によって、平成28年度も引き続き処遇改善加算(I)を取得するに当たっての「加算を取得していない場合の賃金の総額」の時点は、平成26年度の賃金の総額となる。(平27.2 VOL471 問48)
	介	護職	員が派遣労働者 <i>の</i>	場合であっても、処遇改善加算の対象となるのか。	介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。(平27.2 VOL471 問49)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算・減算適用要件
	平成27年度から新たに介加算の取得は可能か。	護サービス事業所・施設を開設する場合も処遇改善新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この場合において、介護 員処遇改善計画書には、処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準からの賃 善額や、賃金改善を行う方法等について明確にすることが必要である。 なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。(平27.2 L471 問50)
	***************************************	の届出は毎年必要か。平成27年度に加算を算定して 介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している。 を算定する場合、再度届け出る必要があるのか。 合、介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画: 付書類については、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)が場合は、その提出を省略させることができる。(平27.2 VOL471 問51)
	~(Ⅳ)となるが、既存の届	〜(田)については、改正後には処遇改善加算(II) 介護給付費算定に係る体制状況一覧については、その内容に変更がある場合は 出内容に変更点がない場合であっても、介護給付費 が必要になるが、各自治体の判断において対応が可能であれば、届出書は不要とし 医等体制届出書の提出は必須か。 差し支えない。(平27.2版 VOL471 問52)
	月の前月までに実施したが知していること」とあり、処か。	要件に、「平成27年4月から(2)の届出の日の属する
介護職員処遇改善加算 Q&A	から処遇改善加算を取得す	を取得していない事業所・施設も含め、平成27年4月 マ成27年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、4月日までに当たって、介護職員処遇改善計画書の案や介護給付費算定に係る体制等に関する局・覧の必要な書類の提出期限はいつ頃までなのか。 を都道府県知事等に提出し、4月末までに確定した介護職員処遇改善計画書及び記書添付書類を提出する必要がある。(平27.2 VOL471 問54)
		において、平成26年度まで処遇改善加算を取得して 前年度に処遇改善加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付 部添付書類(就業規則等)の省略を行ってよいか。
	善実施期間の介護職員の	質与を引き下げることで、あらかじめ設定した賃金改 賃金が引き下げられた場合の取扱いはどうなるのか。 料の提出が必要となるのか。 料の提出が必要となるのか。 地遇改善加算を用いて賃金改善を行うために一部の賃金項目を引き上げた場合であっても、事業の継続を図るために、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場については、特別事情届出書を届け出る必要がある。なお、介護職員の賃金水準を下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要がある。また、その際の特別事情届は、以下の内容が把握可能となっている必要がある。・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業によ支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示容・介護職員の賃金水準の引下げの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていることの必要な手続きを行った旨(平27.2 VOL471 問56)

加算•減算名	寒 は 加算・減算 加算・減算 加算・減算適用要件
	賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合であっても、加算の算定額以上の賃金改善が実施されていれば、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。 処遇改善加算は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較し、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施を求めるものであり、当該賃金改善が実施されない場合は、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL471 問57)
	一部の職員の賃金水準を引き下げたが、一部の職員の賃金水準を引き上げた 結果、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準は低下していない場合、特別事 情届出書の提出はしなくてよいか。 - 一部の職員の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。 ただし、事業者は一部の職員の賃金水準を引き下げた合理的な理由について労働者 にしっかりと説明した上で、適切に労使合意を得ること。(平27.2 VOL471 問58)
	法人の業績不振に伴い業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下さ善き実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。 事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させてはならないため、業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL471 問59)
介護職員処遇改善加算 Q&A	事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由や、介護報酬改定の影響のみを理由として、特別事情届出書を届け出ることが可能か。 特別事情届出書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的な取扱いであることから、事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由で、介護職員の賃金水準を引き下げることはできない。また、特別事情届出書による取扱いの可否については、介護報酬改定のみをもって一律に判断されるものではなく、法人の経営が悪化していること等の以下の内容が適切に把握可能となっている必要がある。 ・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容 ・介護職員の賃金水準の引下げの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27.2 VOL471 間60)
	新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出し、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除は、)を引き下げた上で賃金改善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能なのか。 特別事情届出書を届け出ることにより、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準の創き下げた上で賃金改善を行うことが可能である。には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があることがら、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。したがって、新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出するものではなく、特別な事情により介護職員処遇改善計画書に規定した賃金改善を行うことが困難と判明した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点で、当該届出書を提出すること。(平27.2 VOL471 問61)
	特別事情届出書を提出し、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除 く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合、賃金水準の引下げに当たっての比 較時点はいつになるのか。 本では27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時 点の考え方や、2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基 づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と 比較すること。(平27.2 VOL471 問62)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算		加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算 Q&A	賃でじた	のる場合	(額)及び基準額3(5)、実績報告書の提出について、どのように	告書において基準額1、2(前年度の(介護職員の) がループ別の前年度の平均賃金額)の欄が設けられ時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生力がすればよいか。 おいて、処遇改善加算の「本年度の加算の総額」 とされているが、どのような記載が可能か。	
	-21	こおり	ける賃金改善所要額	事業所において、実績報告書別紙様式3-1及び3 は、グループごとの平均賃金改善額等について、独 らうな記載すればよいか。	原則、特定加算による賃金改善分について配分ルールを満たしていることが必要。そのため、特定加算の配分ルールを計算する際は、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善額を含めず、特定加算のみによる賃金改善額を記載することが可能であり、別紙様式3-2においては、本年度の賃金の総額の欄に、独自の賃金改善額を控除した額を記載するか、本年度の加算の総額の欄に、独自の賃金改善額を含む額を記載することが可能。なお、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善を含んだ額を記載することがげるものではない。また、処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職や独自の賃金改善の実施等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合については、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)問24も参照されたい。

加算・減算名	実施	体制	加算•減算	加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算 Q&A	度ので支払	加算設力れていた。	の総額について、1 している事業所にお た賃金の総額及び 小遇改善計画書及	「大び3-2に記載する本年度の賃金の総額及び本年」で表でいました。 「会の善実施期間を4月から翌年3月までの期間以いては、事業所ごとの賃金改善実施期間において、物えば、賃金改善実施期間においては、今理的な理由がある場合に変更することも可加算の総額を記載することが可能か。また、法人でが実績報告書を作成している法人において、事業所異なる場合等、賃金改善実施期間を変更することは、企業を表しまして、一般であり、今和2年度は令和2年7月~今和3年4月~令和4年3月に変更しようとする場合、令和2年度の処遇改善計画書の賃金改善実施期間を変更する品出を行い、令和2年7月~令和3年3月の9ヵ月に短縮することも考えられること。なお、計算方法としては、例えば以下の方法が想定されること。「本準額1・2については、原則として、「加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の(介護職員の)賃金の総額」を記入することとしているが、この場合、「加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の(介護職員の)賃金の総額」がら12を除して、変更した期間(上記の場合は9か月間)の月数を掛けて得られた額を記載することとし、一処遇改善計画書別紙様式2一1の(1)④ ii)(イ)及び(ウ)については、原則として、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載することとしているが、この場合、12か月間の加算の総額がら12を除して、変更した期間(上記の場合は9か月間)の月数を掛けて得られた額を記載することとする。(令和3年度で01993間4)
介護職員等特定処遇改善加算(I)	0		加 15/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、利用者に対し、介護医療院サービスを行った場合。ただし、介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員等特定処遇改善加算(I)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号10008イ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (I)介護職員での他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の質定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づ適切な措置を講じていること。 (一)経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が対額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が4額8万円以上では賃金改善後の賃金の見込額が4額8万円以上であること。ただし、介護職員を除く。の賃金改善に要する費用の見込額が増のあることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二)指定入護人所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員のの2倍以上であること。ただし、介護職員の外の職員のの2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の賃金の書の計画等を記載した介護職員が年額440万円を上回らない。当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。(3)介護職員等特定処遇改善の第金の第金の見込額が年額440万円を上回らない。とての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。(4)当該指定短期入所療養介護事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。(4)当該指定短期入所療養介護事業所の職員の賃金水準(本加算に1)なに当該事業所の職員の契値を合ての第金にといて都道所規知事に届け出ること。(5)介護予防短期入所療養介護費における十度職員の処遇改善の存さ(1)なら、1)なら、1)なら、1)ないので、1)ないの

加算•減算名	実施	体制	þ	□算•減算	加算・減算適用要件	
介護職員等特定処遇改 善加算(II)	0		加算	11/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているもの道府県知事に届け出た介護医療院が、利用者に対し、介護医療院サービスを行った場合。 ただし、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定している場合においては、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)は算定しない。 〈平成27年度厚生労働省告示第95号100の8ロ〉 イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	として都
	取得	导でき7	;(\)	のか。	□算は、勤続10 年以上の介護福祉士がいなければ 介護職員等特定処遇改善加算については、・現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までを取得していること・介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までを取得していること・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通える化を行っていることを満たす事業所が取得できることから、勤続10 年以上の祉士がいない場合であっても取得可能である。(平成31.4 VOL1 問1) 「こる化については、情報公表制度を活用しないこと 事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表することも可能である。(平成31.4 VOL1 問3)	配じた見
	ر. ال	し、介護福祉士の資格を有すること			こついて、勤続10 年以上の介護福祉士を基本と ることを要件としつつ、勤続10 年の考え方について ることとされているが、どのように考えるのか。 ・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。(平成31.4 VOL1 問4)	
善加算 Q&A	され が役	るのが	ر _د د	その場合、月額	に該当する介護職員がいないこととすることも想定	にお 護定験る 事験の告 すい 員遇技等 所能介に か
			-	の処遇改善を計 めて計算するこ	算するに当たり、現行の介護職員処遇改善加算に 月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算に	

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
	処遇改善後の賃金が、役職 するにあたっての賃金に含め	者を除く全産業平均賃金(440万円)以上かを判断 る範囲はどこまでか。	「経験・技能のある介護職員」のうち設定することとしている「月額8万円の処遇改善」 又は「処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上」の処遇改善 となる者に係る処遇改善後の賃金額については、手当等を含めて判断することとなる。 なお、「月額8万円」の処遇改善については、法定福利費等の増加分も含めて判断し、処 遇改善後の賃金「440万円」については、社会保険料等の事業主負担その他の法定福 利費等は含まずに判断する。(平成31.4 VOL1 問7)
	その他の職種の440 万円の どこまでか。)基準を判断するにあたって、賃金に含める範囲は	その他の職種の440万円の基準については、手当等を含めて判断することとなる。なお、法定福利費等は含めない。(平成31.4 VOL1 問9)
	その他の職種の440 万円の ように行うのか。)基準についての非常勤職員の給与の計算はどの	その他の職種の440万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては、 常勤換算方法で計算し賃金額を判断することが必要である。(平成31.4 VOL1 問10)
	的な説明を求める例として、8 に事業所内の階層・役職やそ るため、規程の整備や研修・3	ばかりである等、設定することが困難な場合に合理 3万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上 のための能力・処遇を明確化することが必要にな 実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合が挙 とはどの程度の期間を想定しているのか。	実際に月額8万円の改善又は年収440万円となる者を設定するにはこれまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、時間を要する可能性があるが、規程の整備等については適切にご対応いただきたい。当該地域における賃金水準や経営状況等、それぞれ状況は異なることから、「一定期間」を一律の基準で定めることや計画を定めて一定の期間で改善を求めることは適切でない。(平成31.4 VOL1 問11)
	各グループの対象人数に関るが、どのような例外を想定し	引して、「原則として常勤換算方法による」とされてい しているのか。	各グループにおける平均賃金改善額を計算するに当たっては、経験・技能のある介護職員及び他の介護職員については、常勤換算方法による人数の算出を求めている。一方で、その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能であり、各事業所における配分ルールにも影響することも踏まえ、労使でよく話し合いの上、適切に判断されたい。(平成31.4 VOL1 問12)
	平均改善額の計算にあたり でか。	、母集団に含めることができる職員の範囲はどこま	賃金改善を行う職員に加え、賃金改善を行わない職員についても、平均改善額の計算を行うにあたり職員の範囲に含めることとなる。(平成31.4 VOL1 問13)
		の根拠となる資料は「求められた場合には、提出で 予め提出を求めても差し支えないか。	今後とも見込まれる厳しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。 過去の経緯等を踏まえ、特定の事業所に個別に添付書類の提出を求めることは差し支えないが、各事業所における賃金改善の方法や考え方については、処遇改善計画書及び実績報告書において記載を求めており、また職員の個々の賃金改善額は柔軟に決められる一方、各グループの平均賃金改善額のルールを設け、実績報告書に記載を求めるものであり、更に詳細な積算資料(各職員の賃金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。(平成31.4 VOL1 問14)

加算•減算名	実体 .	加算•減算		加算•減算適用要件
介護職員等特定処遇改 善加算 Q&A	るが、法人単	単位での取扱いか	□算については、法人単位の申請が可能とされてい 記められる範囲はどこまでか。 ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法人単位での取扱いについては、 ・月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上となる者を設定・確保 ・経験・技能のある介護職員、他の介護職員、その他の職種の設定が可能である。 また、法人単位で月額8万円の処遇改善となる者等の設定・確保を行う場合、法人で一人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要である。なお、事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、実態把握に当たりその合理的理由を説明することにより、設定の人数から除くことが可能である。なお、取得区分が(I)、(I)と異なる場合であっても、介護職員等特定処遇改善加算の取得事業所間においては、一括の申請が可能である(未取得事業所や処遇改善加算の非対象サービスの事業所、介護保険制度外の事業所については一括した取扱いは認められない。)。(平成31.4 VOL1 間15)
	を算定してい を必要とする 支援加算等 届出を行うと	ヽることとする要件 る利用者の割合に を算定できない∜ されているが、キ	。以下同じ。)について 、年度途中で、喀痰吸引 :関する 要件等を満たせないことにより、入居継続	「大かっぱく アンダル いっと できない 大い は は エン いっと マタイ アンダル いっと ころ、その要件の適合状況に変更があった場合は、変更の届出を行うこととしているが、 「喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算等を算定できない状況」については、直ちに変更することを求めるものではなく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続した場合に変更の届出を行うこととしている。 このような変更の届出を行った場合、4か月目より 加算の 算定できなくなる ため 、各事業所の状況に応じて、適切な届出、請求を行うよう努められたい。(令和元.7 VOL2 問1)
介護職員等ベースアッ プ等支援加算	〇 加	5/1000	府県知事に届出た指定訪問介護事業所が、利用者 〈平成27年厚生労働省告示第95号4の3〉 イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃 上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれそ	賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を デれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎 を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
		痔ベ−スアップ等 ないに倣えばよいァ		貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v ol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
	施し 賃金	てい 改	るものの、結果として	支援加算について、加算額以上の賃金改善を実、基本給又は決まって毎月支払われる手当によるで、一次を表現の三分の二以上にならなかった場合、加算額に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告める書類の三分の二以上にならなかった場合、加算額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善額が、全体の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善部画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)